

令和2年分の源泉徴収票を送付しました

課税対象の
退職・老齢年金を
受給されている
皆さまへ

当共済組合から老齢厚生年金や退職（共済）年金など、老齢または退職を給付事由とする年金を受給されている方には、「雑所得」として所得税が課税されます。このため、本誌と一緒に「令和2年分 公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）をお送りしています。

「源泉徴収票」の見方 **確定申告に必要な書類です。大切に保管してください。**

令和 2 年分		公的年金等の源泉徴収票	
支払 を受け る者 (フリガナ) 氏名	住所 又は 居所	東京都千代田区神田駿河台2-9-5	
	基礎年金番号	9450 - 654321	種別-年金証書番号 21 - 12345678
	生年月日	昭和 22年11月8日	
区 分		支払金額	源泉徴収税額
1 法第203条の3第1号・第4号適用分		円	円
2 法第203条の3第2号・第5号適用分		1,814,034	19,094
3 法第203条の3第3号・第6号適用分		円	円
4 法第203条の3第7号適用分		円	円
本人		社会保険料の額	
源泉控除対象配偶者の有無等		給付開始・終了	
控除対象扶養親族の数		開始	終了
16歳未満の扶養親族の数		年 月 日	
障害者の数		円	
特別 内 人		氏名	
その他 内 人		氏名(フリガナ)	
非居住者である親族の数		区分	
源泉控除対象配偶者		公立 花子	
控除対象扶養親族		公立 次郎	
16歳未満の扶養親族			
(摘要)		見本	
支払者	所在地	東京都千代田区神田駿河台2-9-5	法人番号
名称	名称	公立学校共済組合	電話番号
			8700150003179
			03-5259-1122

令和2年分の源泉徴収票を送付しました

1 区分

法第203条の3第1号・第4号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金の支給を受けている方
法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳以上で退職共済年金の支給を受けている方 65歳未満で繰上げ支給の退職共済年金の支給を受けている方
法第203条の3第3号・第6号適用分	当共済組合から支給する次の年金の支給を受けている方 ・老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）・退職年金（年金払い退職給付）
法第203条の3第7号適用分	当共済組合では本欄の記載対象となる年金を支給していません。

※「法」とは、所得税法を指します。

2 支払金額

令和2年2月定期支給から令和2年12月定期支給までの年金支払通知書に記載された「一期額」の合計金額です。

源泉徴収税額および社会保険料の額を控除する前の額であるため、**実際に振り込まれた金額とは一致しません。**

3 源泉徴収税額

令和2年2月定期支給から令和2年12月定期支給までに源泉徴収した所得税額の合算額です。

「令和2年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」といいます。）を提出された方は、申告内容に基づいた税額計算を行い、源泉徴収しています。

4 所得控除の内容

申告書で申告いただいた所得控除の内容および人数を表示しています。

申告内容が実態と異なる場合は、当共済組合では修正できませんので、確定申告により修正してください。

5 社会保険料の額

市（区）町村からの依頼により、年金から徴収した介護保険料、国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の合計金額です。内訳は「（摘要）」欄に表示しています。これらの保険料額の詳細については、お住まいの市（区）町村にお問い合わせください。

「源泉徴収票」に関するよくある質問については、当共済組合ホームページに掲載しています。

☐「トップページ」→「年金受給者（待機者）向け手続き」→「年金Q&A」→「源泉徴収票について」をクリック 



確定申告のご案内

年金の支給機関では年末調整ができません。年金以外の収入がある等により源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合には、ご自身で確定申告を行ってください。

ただし、令和2年中の公的年金等の収入の合計額が400万円以下であって、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告を省略することができます。

右の表に該当する方は、源泉徴収税額がある場合、確定申告により所得税の還付を受けられる可能性があります。



- ▶ 年金から源泉徴収する際には受けられない控除がある方
 - 例 ・ 生計を同一にしている親族の社会保険料（介護保険料、国民健康保険料など）、生命保険料、地震保険料を支払った方
 - ・ 10万円を超える医療費を支払った方
 - ・ 扶養親族のうち、同居している70歳以上の父母などがいる方 など
- ▶ 申告書を提出しなかった方で、年金以外に収入のない方のうち、人的控除を適用される方
- ▶ 65歳以上で老齢厚生年金または退職共済年金を受給されている方のうち、障害基礎年金を併せて受給している方
- ▶ 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方
- ▶ 老齢厚生年金の繰下げを希望し、年の途中で老齢厚生年金または退職共済年金の受給権が消滅した方

令和2年度税制改正に伴う確定申告について

令和2年度税制改正に伴い、令和2年分の合計所得金額が500万円以下で、所得金額が48万円以下の生計を同一にする子を有しており、かつ、次のいずれかに該当する場合は、確定申告により所得税の還付を受けられる可能性があります。

- ・ 未婚のひとり親（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。）
- ・ 寡婦控除または寡夫控除を受けている方（特別の寡婦控除を受けている方を除く。）

また、寡婦（夫）控除もしくは特別の寡婦控除を受けている方のうち、令和2年分の合計所得金額が500万円超であった場合は、確定申告により所得税の精算が必要となる場合があります。

詳しい内容につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

● 確定申告情報 ●

時期 令和3年2月16日（火）から令和3年3月15日（月）まで

提出先 確定申告をする時点での住所地を管轄する税務署

- ・ 還付申告をされる方は、令和3年1月1日から相談や申告書の提出が可能です。
- ・ 税務署の窓口の開庁日時や申告手続きの詳細については、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。



住民税申告が必要な場合があります

確定申告の必要がない方でも、住民税の計算をするために市（区）町村への申告が必要な場合があります。詳細は、令和3年1月1日時点でお住まいの市（区）町村にお問い合わせください。